

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2025年秋季 15号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市東園田町 8-110-30

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

<https://japanharikyumassage.com/>

「鍼灸マッサージの保険給付は当然の権利です！」

代表理事 藤岡 東洋雄

今なおウクライナ、ガザなどの激しい戦禍が続いています。すぐにも止めねばなりません。

戦後80年となって戦のない平和な日本を過ごせました、憲法9条の戦争の永久放棄があったからです。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、核兵器保有国に大きな圧力をかけ、世界の人々に励ましと力を与えました。

8月に訪日したマレーシアのマハティール元首相は「日本は唯一戦争を起こさないと明記した憲法9条をもつ国だ、マレーシアも日本の憲法のような戦争放棄を書き込みたかった」と語りました。

ネルソン・マンデラ南アフリカ元大統領は「最良の武器は座って話すことだ」と言っています。戦争は人類の敵です。

国の医療費削減の中、病院、クリニック、介護事業、鍼、灸、マッサージの閉院、廃業など大変厳しい状況です。

人生百歳と言われ高齢者医療の需要が増加しています。寝たきり、認知症は高齢者にとって大変脅威です。寝たきり、認知症の大きな原因となる歩行困難、足腰、膝の悪いに鍼、灸、あんま、指圧（マッサージ）は大変有効でかつ安価です。多くの高齢者を救うことになります。しかしながら、鍼灸は通常の保険給付ではなく窓口10割負担の償還払いや高額負担の受領委任となっています。年金の高齢者にとっては行きたくとも行けなくなっています。その為重症化になり高額の医療費、介護費用となってツケが回って保険財政を圧迫することは必定です。

各健康保険法は「…病気、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する。」となっています。

鍼・灸・あんま・マッサージの保険給付は当然です。昭和10年代から戦後25年1月まで保険給付されていました、昭和25年1月唐突に償還払いや受領委任の処分扱いとしました。

保険料を全額完納し、何ひとつ瑕疵のないにもかかわらず、償還払い10割負担や受領委任払いでの保険給付されず、受診の権利を奪われています。

厚生労働大臣は保険料を納めていれば給付は当然であるとしています。法治国家で保険者は健康保険法の約束通り給付しなければ法の正義に反することです。早急に給付すべきです。

憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」とあります。

権利回復は私たち国民の義務です。実現に奮闘しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com



何度も検索してSEOにご協力ください。(^0^;)

活動報告

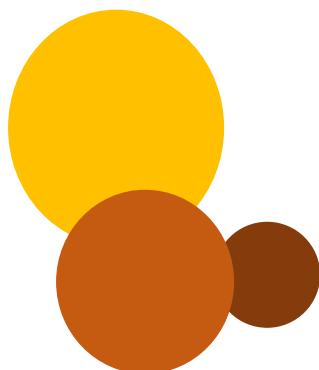
藤岡 東洋雄

西宮社会保障推進協議会が結成総会を6月10日に開催され、西宮市においてはじめて発足しました。会長藤岡東洋雄鍼灸師、副会長山田平西宮民商会长、西宮民商事務局長大前克己、次長竹内明弘が選ばれました。

様々な市民生活、市民の権利、福祉、医療、介護、教育、保育等の社会保障と平和民主主義に法律、条例、憲法、政治など多くの課題に勢力的に取り組むことを目的にしています。市内の多くの団体、個人が参加し、全体の取組として絶えず発展的に進める課題の実現を目指しています。

西宮市は昨秋「2024年財政構造改案実施計画」で福祉切り捨ての見直しを行い「西宮市はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業」70才からを75才に引き上げを打ち出していました。市のパブリックコメント、意見書を募集し、多くの市民と多くの団体の協力を持って反対意見が280件もの断トツのパブリックコメントが出された。市内全体の団体の取組協力があっての事でした。驚いた市当局は来年度から一年ずつの繰り上げ、5年後には75才にすると姑息な一時しのぎをするだけの手を使ってきました。西宮社協の協力もいただき、西宮市議会に。高齢者の健康政策として元の70才からにする請願が採決されました。

西宮市民の権利、健康と福祉を向上に役立てることを目指すものです。



西宮市あはき助成制度改悪阻止交渉

森 拓次

兵庫県西宮市で財政構造改善計画の中であはき助成（1回千円×5回/年）の適用開始年齢を現行70歳から75歳へ引き上げる案が昨年11月に示されました。人生百歳時代と言われる今、健康寿命をいかに延伸して自分らしく生を全うするために鍼灸、マッサージのポテンシャルはもっと活用されるべきです。それにより市の医療費や介護費を圧縮することができます。市の計画は明らかに市民の健康と福祉に逆行するものでした。

折良く、西宮鍼灸マッサージ師会の事務局長瀧川先生から打診があり、問題を共有しました。西宮民商をはじめ、多数の市民団体の協力をいただき、両会と西宮鍼灸師会ともそれがパブリックコメントを市に送る事で一致し、実行しました。その数280通、30件ほどもあった他の予算削減案件の中でも突出しており、当局も驚きを隠せませんでした。それにより1年ごとに1歳ずつ上げていき5年後に75歳にする代替案を提示してきました。それではまるで当局の想定通りの落とし所に導かれてゆく形です。

そこで、次の一手を3団体からの連名で署名活動をすることとし、署名用紙を作成してそれぞれ会員や多数の市民団体の協力も仰いで署名活動を展開しました。その結果、1,900筆超を集め、8つの会派と議員に紹介をいただき請願という形で石井登志郎市長に請願しました。その結果、7月3日に無事採択をされました。パブリックコメントの提出と署名の収集には会員の皆様にも多大なご支援を賜り本当にありがとうございました。この間の各会派の市会議員との折衝は藤岡理事長はじめ西宮鍼灸マッサージ師会にご尽力いただき心中より感謝を申し上げます。特に瀧川先生にはお世話になりっぱなしでした。当の私は勤務の身であり全く加勢できませんでした。

ところがその後、市の方からは請願に沿った訂正案はなかなか示されず、市会議員を通じて確認をしたところ、来年に市長選挙を控えており、来年度の予算案は新市長の判断するところなので予算組みができないとのことです。とはいえ、市議会での決議は大変重いものです。時間の経過とともにうやむやにされないようにしっかりと見定めていく必要があります。今後とも何卒厚いご理解とご支援のほどお願い申し上げます。





療養費申請のツボ

●広告規制について

6月、尼崎市・西宮市の保健所から「施術所の適正な広告について」という文書が送られて来ました。厚生労働省のガイドラインが出されたことにより両市が早々に動いたようです。違反事例として、「整体」「カイロプラクティック」「東洋医学」「治療」「診療」「往診」「交通事故」「肩こり」「腰痛」「スポーツ障害」「骨盤矯正」「初回無料」「無料体験」「根本治療」「口コミサイトで1位」「安心安全」「各種保険取扱」等が違反ということです。詳しくは尼崎市・西宮市又は、もっと詳しくは、厚生労働省のホームページで、「あはき広告規制」で検索していただくと、よりわかりやすいと思います。

ただ、気になったのが、「各種保険取扱」というものです。当会もみなさんに配布している保険取り扱いのプレートがありますが、それが違反になるのかどうかです。「要医師の同意」の文言は入れていますが、確認してまたご報告させていただきます。違反には罰金30万円とあります。見つけ次第、即罰金ということはないと思いますが、注意しておいた方が良いでしょう。当会会員で「安産灸」の表示を指摘された事例が報告されています。

それにしても、街中で営業しているリラクゼーションの店は、野放しですからね。本来、このような無資格の店舗の方が、取り締まりを厳しくしなければならないはずだと思うのですが…? 本末転倒のように思います。その辺りのことを保健所と話し合って来たいと思います。とりあえずは、ご自身の施術所で問題はないかチェックしておいてください。

●オンライン資格確認について

少し前に、みなさまの元へ「オンライン資格確認のリーフレット等の送付について」という封書が届いています。マイナ保険証の利用促進に協力した施術所に対しての協力金を支給するというものです。みなさまも文面を読まれてわかったと思いますが、厚生労働省は、何が何でもマイナ保険証を推進したいようです。マイナ保険証には多くの問題点があり、私個人的には反対ですが、紙の健康保険証がなくなってしまう以上、施術所に読み取り機は必須だと思います。読み取り機の手続きだけはしておいてください。しかし、この読み取り機ですが、私も何度かマイナ保険証を読み取りましたが、読み取れる時と読み取れない時がありして、非常に不便に感じています。そして、読み取り機を扱える人はまだいいですが、高齢の方や視覚に障がいのある方にとっては、どうすることも出来ませんからね! そういう人たちのことはほったらかしです。今後、このマイナ保険証については、トラブルが続出して来ると思います。厚生労働省がどのように対応するのか様子を見るしかありませんが、読み取り機を設置出来る方は設置しておいてください。

●AIが「一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会」を認識していました

先日、森先生から報告がありました。ちょっとしたお遊びで、AIに「鍼灸は保険給付されるべきですか?」と質問されたそうです。そうすると、AIは、療養費の説明をして来たので、今度は、「現物給付としては?」と質問したところ、「鋭い質問ですね!」と褒められたそうです。そして、2019年から受領委任制度が導入されて、現物給付に近い形になったことを説明されたそうです。さらに、現物給付の回復を求める声として一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会が紹介されたということです! 凄いと思いませんか? 出来て間もない一般社団のことを知ってくれてたんですね! AIっていうのは、あらゆるところから情報収集をしているのでしょうか! 私としては、最近、一般社団のXにせっせと活動報告を投稿しているためだと自負しています。ちなみに私もXにあるGrok3というAIが、一般社団のことをどんな風に思っているのかを調べてみました。そうすると、「日本保険鍼灸マッサージ師会は、定期総会で国会議員とガッツリ交流しつつ、あはきの給付化を熱く推し進めるプロ集団!」と書かれていました。投稿したことからしっかりと学習しているんですね! 今回は、森先生のちょっとしたお遊びから、AIの可能性、Xの可能性を感じました。これらを上手く利用すると意外と近い将来にあっさりとあはきの給付化は実現できるのかも知れないと思いました。みなさんも一般社団のX、国民の会のYouTubeなどをどんどん見てくださいね! 閲覧数が多いとAIの学習もどんどん進むはずですからね! よろしくお願ひいたします。

●視覚に障がいをお持ちの先生方のマイナ保険証の取り扱いについて

いよいよ紙の健康保険証がなくなります。視覚に障がいのある会員さんからマイナ保険証のみの状況になった場合、どのように対応すればいいのかというお問い合わせがありましたのでお答えさせていただきます。調べたところ、まずは音声読み上げに対応した「マイナ資格確認アプリ」を利用してくださいとのことでした。次に、スマホやパソコンをお持ちでない・使えないという方の場合は、来院された患者さんに資格確認書を発行してもらってくださいとのことでした。加入している保険者に「視覚に障がいのある鍼灸院で施術を受けているため、資格確認書を交付してください。」と申請すると無償で交付されます。その資格確認書は、これまでの紙の健康保険証とまったく同じですので、これまで通りの取り扱いでお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

●出張専門施術所の往療について

出張専門の施術者の会員さんから報告がありました。出張専門の施術者は、往療の必要性のない患者（歩行が可能な患者）への施術は、療養費の取り扱いが出来ないと近畿厚生局の担当者から言われたとの報告です。つまり、出張専門の施術所は、歩行困難の患者さんしか保険が使えないということです。報告を受けた時、耳を疑いましたが、近畿厚生局に問い合わせたところ報告の通りでした。電話で説明を受けましたが、到底納得できるものではありません。なので、この件に関しては、時間をかけて近畿厚生局に撤回を求めていきます。出張専門の施術所の先生方は、不安になるかも知れませんが、必ず撤回させますので安心してお待ちください。

●鍼灸とマッサージの併療で訪問施術料を請求する場合

先日の審査会の提出申請書の中に気になる申請書がありました。鍼灸とマッサージの併療で訪問施術をされていたのですが、鍼灸の方で訪問施術料を請求されていました。何か事情があるのかも知れませんが、こういう場合は、「往療の必要性あり」と同意をいただいているマッサージの方で請求してください。

●提出書類にホッチキスは不要です

療養費支給申請書を提出する際、同意書や施術報告書を添付することがあると思いますが、その際にホッチキスで留められる方がおられます。提出書類にホッチキスは不要です。ただ、返戻の書類で予めホッチキスで留めてあった書類は、ホッチキスを外さないように注意してください。よろしくお願ひいたします。

●洲本市の医療助成について

洲本市の医療助成は、これまで洲本市の指定する医療助成申請書を使用して洲本市に提出していましたが、4月施術分から提出先が国保連合会になりました。そのため医療助成申請用紙も本体の保険請求に使用する療養費支給申請書を使用するようにしてください。記入の仕方は、合計金額の欄は、本体と同じ金額を記入。一部負担金の欄は、医療助成の負担金額（600円2回とか400円2回の金額）を記入。請求額の欄は、本体の一部負担金から医療助成の負担金額を引いた額を記入。自署名も忘れないようにお願ひいたします。

●自賠責保険について

8月の国民の会の会議の中で交通事故の自賠責保険のことが話し合われました。「なぜ鍼灸マッサージ師が自賠責保険を使えなくなったのか？」「以前は使えていた！」「同意書があれば使える？」などなど参加されていた先生方から様々な発言がありました。結論から言いますと、私たち鍼灸マッサージ師が自賠責保険を使えなくなったのは、損保会社の都合だけだということです。そして、同意書があれば使えるというのもおかしくて、本来、自賠責保険は第三者行為であるので、同意書は必要ありません。このように損保会社の都合だけで、自賠責保険が使えなくなっているだけですので、交通事故の患者さんが来られて自賠責保険の取り扱いを希望された時は、損保会社としっかりと交渉して、自賠責保険の取り扱いを始めるようにしてください。

患者さんの鍼灸マッサージを受ける権利を守ってあげてください。交渉が困難な場合は、保険局にご相談ください。よろしくお願ひいたします。





9月の国民の会役員会のご報告をいたします。9月18日（木）、今日は保険部会終了後、当たり前のことですが、追突事故にも遭遇せずに無事18時に与古道鍼灸院に到着することができました。そして、いつものように坂田先生とYouTube動画の撮影をしました。9月のYouTubeチャンネルは、保険局ニュースでも紹介した「自賠責保険について」です。今回は自身が藤岡理事長と共に自賠責保険の当事者になったことにより、より身近なものとして自賠責保険を捉えることが出来ました。私は幸いにも自賠責保険を使うほどの症状は出なかったのですが、藤岡理事長は、事故後、腰痛を発症し、現在、自賠責保険で鍼灸治療を継続中です。詳しくは9月のYouTubeチャンネルでお話ししていますので、ご視聴いただければと思います。YouTube動画の撮影終了後の役員会でも自賠責保険のことを中心に話し合いました。各先生方も、それぞれ自賠責保険について苦々しい経験をお持ちで、早急に解決しておかないと最終的に鍼灸マッサージは、自賠責保険が使えなくなってしまうだろうという結論に達しました。その後、私の方から出張専門の施術者の往療の問題を報告し、話し合いました。東京や大阪、秋田、仙台では、まだそのような事例はないようですが、今後同じような事例が出て来るのは時間の問題ですので、真剣に議論しました。この自賠責保険と出張専門の施術者の往療の問題は、公明党政策懇談会で要望を提出していますので、結果を来月報告するということで、今月の役員会は終了いたしました。最後に坂田先生の方から、これらの諸問題をあはき師が勉強するためにも意見交換会のようなものを開催してはどうかという提案がありました。どちらも重大な問題ですので、前向きに考えたいと思っています。また、そのような会を開催する際には、ご参加よろしくお願ひいたします。

追伸 少しずつですが、事務所に署名が届いています。ご協力ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

会の活動・広報部へのご要望、
アイディアは隨時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

秋雨前線が南へ押しやられ、あんな夏だったのにキッチリお彼岸には彼岸花が咲きました。黒潮の大蛇行も解消し、お安いイカをオイスターソースで頂こうと楽しみにしています。